

白井市特別職報酬等審議会の担当事務について

白井市附属機関条例別表に規定

市長の諮問に応じ、市議会の議員の議員報酬若しくは政務活動費の額又は市長、副市長若しくは教育長の給料の額について調査審議すること。

【特別職の報酬及び給料とは】

地方公共団体は、当該特別職の地方公務員が市長、副市長等、常時勤務を要する常勤の職員である場合は、「給料」を支給しなければならず(自治法第204条第1項)、議会の議員、委員会の委員等、常時勤務することを要しない非常勤の職員である場合は、「報酬」を支給しなければならない(自治法第203条第1項、第203条の2第1項)、と定められている。

特別職の報酬及び給料の性格は、一般職の職員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価である。

今般の諮問事項

- (1) 市議会議員の議員報酬の額について
- (2) 常勤の特別職（市長・副市長・教育長）の給料の額について

審議すべき事項

職名	給料・報酬月額	改定の要否	改定の場合の額	改定実施時期
議会議長	390,000 円			
副議長	320,000 円			
議会常任委員長	310,000 円			
議会運営委員長				
議会議員	300,000 円			
市長	830,000 円			
副市長	690,000 円			
教育長	650,000 円			

項 目	
1. 会議について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。 ・ 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 ・ 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。 (根拠：白井市附属機関条例)
2. 会議の公開について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は、原則公開 ただし、白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）に定める非公開情報に該当する事項の審議を行うときは、公開しないことができる。 (根拠：白井市附属機関の会議の公開に関する指針)
3. 会議の傍聴について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場の広さに応じて傍聴席を設ける (5席程度を予定)
4. 会議録の作成について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録作成のため、会議は毎回、原則録音する。 ・ 筆記方法 逐語筆記（全文筆記に近い形） ・ 発言者の表記方法 「委員」、「会長」、「事務局」と表記
5. 会議録の確定について	<p>会議録（案）を作成（事務局）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>委員全員に確認（メールなど）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>事務局で修正、会議録の確定</p>
6. 会議録の公表について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページに掲載 ・ 情報公開コーナー（東庁舎1階）及び図書館に配架

今後のスケジュールについて

今般の諮問については、市議会議長から、「当市においても、今後、議員のなり手不足が想定されるところであり、令和5年の改選に合わせて議員報酬を増額する方向で検討いただきたい」旨を依頼されていることから、当審議会からの答申を令和4年11月を目途にまとめたい。

(事務局案)

R3、R4、R5年度 特別職報酬等審議会スケジュール																		
TO DO	いつ			R3年度					R4年度					(R5年)			R5年度	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
委員募集(公募委員)		18日*																
〃(名簿抽出)		選出																
〃(学識経験者)		依頼																
〃(団体の代表者)		推薦																
第1回会議			通知	第1回														
・委嘱状交付			資料準備	3月18日														
・会長選出																		
・諮問事項説明																		
・会議予定について																		
・報酬、給料等の現況説明																		
第2回会議					通知	第2回												
・議員報酬について					資料準備	報告書												
第3回会議							通知	第3回										
・議員報酬・3役給料について							資料準備	報告書										
第4回会議									通知	第4回								
・3役給料について									資料準備	報告書								
第5回会議											通知	第5回						
・答申まとめ											資料準備	報告書						
予備													(予備)					
・答申まとめ																		
・内部調整(答申踏まえ対応を検討)																		
議会準備																		議案調整
議会対応																		議案提案 R5年 第1回 定例会
施行																		現市議会 新報酬額 議員任期 等の施行 R5.4.29 (適用)

諮問 平成19年10月15日

白井市特別職報酬等審議会条例第3条第2項（当時の規定）により意見を伺う。

- 1) 常勤特別職の給料の月額
- 2) 議会議員の報酬の月額
- 3) 議会議員の政務調査費の額
- 4) その他（期末手当率）

【当時の状況】

※市議会議員報酬月額及び常勤特別職の給料月額並びに期末手当率

職名	報酬月額	期末手当率	職名	給料月額	期末手当率
議会議長	390,000 円	375/100	市長	830,000 円	440/100
副議長	320,000 円		副市長	690,000 円	
議会常任委員長	310,000 円				
議会運営委員長					
議会議員	300,000 円				

※政務調査費

支給対象者	政務調査費の月額
議会議員（1人）	30,000 円

答申

1) 常勤特別職の給料の月額

市の財政状況等を考慮し、給料の減額措置を行っていることなどから「現行額のまま据置とすることが適当である」との意見が多数を占めた。

2) 議会議員の報酬の月額及び手当

市の財政状況等を考慮し、報酬月額については、「現行額のまま据置とすることが適当である」との意見が多数を占めた。

しかしながら、期末手当率が類似団体と比べて低いことから、年間支給総額が類似団体及び近隣市と比べて最低水準にある。議会において、議員定数を（24名から21名に）削減し財政的にも節減合理化していることから、その一部を使用し、議会議員の期末手当率を他市同様に常勤特別職と同等とする制度改正を検討していく必要があるとの意見が多数を占めた。

3) 議会議員の政務調査費の額

「現行額のまま据置とすることが適当である」との意見で一致した。

諮問 平成22年10月

1) 市長、副市長について、期末手当の支給月数を減じる改正案を示す

市長、副市長の期末手当の支給月数

平成22年12月 100分の215 を 100分の195 に改正

平成23年 6月 100分の190 を 100分の185 に改正

平成23年12月 100分の215 を 100分の200 に改正

2) 市議会議員報酬等

意見聴取

答申

1) 原案を「可」とした。

2) 市議会議員の報酬額については、「他市との均衡や人材確保の観点から引き上げるべき」との意見と、「公職である以上多額の報酬は必要ない」との意見があったが、本審議会としては、現下の社会情勢等を考慮すると報酬額の増減を行うのは、時期尚早と考える。

また、市議会議員の期末手当支給率については、他市と比較して高い状況にあるが、年間報酬額及び現下の社会情勢等を考慮すると、現在の支給率はやむを得ないと考える。

諮問 平成23年10月

市長、副市長の給与及び市議会議員の報酬について意見聴取

答申

市長、副市長の給料について現状維持とし、減額措置を継続

市議会議員についても現状維持

諮問 平成24年10月

市長、副市長の給与及び市議会議員の報酬について意見聴取

答申

市長、副市長の給料について現状維持とし、減額措置を継続

市議会議員についても現状維持

諮 問 平成27年9月

- 1) 市長、副市長の給料及び期末手当の支給率について
- 2) 議会議員の報酬及び期末手当の支給率について
- 3) 新教育委員会制度に基づく教育長の給料及び期末手当の支給率について

答 申

1) 市長、副市長の給料及び期末手当の支給率について

平成6年から改定されていないことや、現下の社会情勢等を考慮し、いずれも引き上げることはやむを得ないと判断する。

2) 議会議員の報酬及び期末手当の支給率について

期末手当の支給率が他市と比較して高くなっていることから、報酬と期末手当支給率のバランスについて是正する必要がある。

3) 新教育委員会制度に基づく教育長の給料及び期末手当の支給率について

平成6年から改定されていないことや、現下の社会情勢等を考慮し、いずれも引き上げることはやむを得ないと判断する、なお、改定にあたっては、市長、副市長の給料のバランスを考慮すべきと考える。

常勤の特別職の給料及び市議会議員の報酬の推移

(単位：円)

適用年月日		市長	副市長 (助役)	議長	副議長	常任委員長等	議員
S53. 4. 1	月額	450,000	380,000	158,000	131,000	124,000	117,000
	改定率	12.5%	8.6%	12.9%	12.9%	-----	12.5%
S54. 4. 1	月額	500,000	415,000	175,000	145,000	138,000	130,000
	改定率	11.1%	9.2%	10.8%	10.7%	11.3%	11.1%
S55. 4. 1	月額	537,000	436,000	188,000	156,000	148,000	140,000
	改定率	7.4%	5.1%	7.4%	7.6%	7.2%	7.7%
S57. 1. 1	月額	580,000	472,000	203,000	169,000	160,000	151,000
	改定率	8.0%	8.3%	8.0%	8.3%	8.1%	7.9%
S60. 1. 1	月額	620,000	504,000	224,000	185,000	176,000	165,000
	改定率	6.9%	6.8%	10.3%	9.5%	10.0%	9.3%
S61. 1. 1 議員S62.1	月額	630,000	525,000	251,000	206,000	196,000	186,000
	改定率	1.6%	4.2%	12.1%	11.4%	11.4%	12.7%
H元. 4. 1 議員S63.7	月額	665,000	550,000	280,000	230,000	220,000	210,000
	改定率	5.6%	4.8%	11.6%	11.7%	12.2%	12.9%
H2. 4. 1	月額	700,000	580,000	320,000	260,000	250,000	240,000
	改定率	5.3%	5.5%	14.3%	13.0%	13.6%	14.3%
H5. 1. 1	月額	790,000	660,000	370,000	300,000	290,000	280,000
	改定率	12.9%	13.8%	15.6%	15.4%	16.0%	16.7%
H6. 4. 1	月額	830,000	690,000	390,000	320,000	310,000	300,000
	改定率	5.1%	4.6%	5.4%	6.7%	6.9%	7.1%

額の改定については、いずれも特別職報酬等審議会の答申を受けて、議会に条例改正を提案しており、改定額については、財政規模が類似している団体の状況や印旛郡の近隣町村との均衡、一般職の給与改定の状況等を踏まえた改定としている。

※教育長は、平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正前は、一般職であったため、当該表に載せていない。

市議会議員の報酬及び常勤の特別職（市長・副市長・教育長）の給料の額について

《市議会議員の報酬》

白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条に規定

職 名	報酬月額	支給人数（参考）
議 長	390,000 円	1 人
副 議 長	320,000 円	1 人
常任委員長	310,000 円	3 人
議会運営委員長	310,000 円	1 人（常任委員長を兼ねる場合あり）
議 員	300,000 円	15 人

【参 考】（期末手当）

白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条に規定

6月1日及び12月1日に在職する者に対して、期末手当を支給する。

期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬月額に、15/100 を乗じて得た額を加算した額に、支給率を乗じて得た額とする。

○期末手当支給率

区分	期末手当支給率
6 月	210/100
12 月	230/100
年間	440/100

例：議員の6月期末手当

$$\{300,000 \text{ 円} + (300,000 \text{ 円} \times 15/100)\} \times 210/100 = 724,500 \text{ 円}$$

《年 収》

職 名	報酬	期末手当	合計
議 長	4,680,000 円	1,973,400 円	6,653,400 円
副 議 長	3,840,000 円	1,619,200 円	5,459,200 円
常任委員長	3,720,000 円	1,568,600 円	5,288,600 円
議会運営委員長			
議 員	3,600,000 円	1,518,000 円	5,118,000 円

《常勤の特別職（市長・副市長・教育長）の給料の額》

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例第2条に規定

区 分	単 位	給料の額
市 長	1 箇月につき	830,000 円
副 市 長		690,000 円
教 育 長		650,000 円

【参 考】(期末手当)

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例第3条に規定

6月1日及び12月1日に在職する職員に対して、期末手当を支給する。

期末手当の額は、それぞれの基準日現在における特別職の職員が受けるべき給料月額に15/100を乗じて得た額の合計額に支給率を乗じて得た額とする。

○期末手当支給率

区分	期末手当支給率
6 月	207.5/100
12 月	222.5/100
年間	430/100

例：市長の6月期末手当

{830,000 円 + (830,000 円 × 15/100)} × 207.5/100 = 1,980,587 円 (端数切捨)

《年 収》 下段は、特例措置適用による額。

職 名	報酬	期末手当	合計
市 長	9,960,000 円	4,104,350 円	14,064,350 円
	(特例措置適用：10%減額/月) 8,964,000 円	3,693,915 円	12,657,915 円
副市長	8,280,000 円	3,412,050 円	11,692,050 円
	(特例措置適用：5%減額/月) 7,866,000 円	3,241,447 円	11,107,447 円
教育長	7,800,000 円	3,214,250 円	11,014,250 円
	(特例措置適用：2%減額/月) 7,644,000 円	3,149,965 円	10,793,965 円

千葉県内各市の市議会議員の報酬等の状況について

令和3年4月1日現在 (単位：人、円)

	議 員				市 長	市 長	副市長		教育長					
	市町村名	議長	副議長	議員			定数	市町村名	副市長	市町村名	教育長			
政	千葉市	930,000	840,000	770,000	50	千葉市	1,317,000	政	千葉市	1,064,000	政	千葉市	780,000	
中	船橋市	759,000	686,000	613,000	50	中	船橋市	1,076,000	中	船橋市	818,000	中	船橋市	730,000
中	柏市	668,000	597,000	577,000	36	中	柏市	961,000	中	柏市	790,000	中	柏市	721,000
1	市川市	724,000	652,000	604,000	44	1	松戸市	1,050,000	1	松戸市	860,000	1	松戸市	760,000
2	松戸市	720,000	660,000	590,000	42	2	市川市	1,016,000	2	市川市	837,000	2	木更津市	750,000
3	市原市	648,000	581,000	562,000	32	3	浦安市	1,000,000	3	野田市	831,000	2	野田市	750,000
4	浦安市	630,000	560,000	520,000	21	4	市原市	998,000	4	浦安市	830,000	2	浦安市	750,000
5	流山市	547,900	488,100	458,250	28	5	野田市	972,000	5	市原市	821,000	5	市川市	744,000
6	野田市	547,000	492,000	450,000	28	6	木更津市	960,000	6	木更津市	820,000	6	流山市	741,300
7	習志野市	540,000	500,000	480,000	30	7	習志野市	950,000	7	習志野市	810,000	7	成田市	740,000
7	我孫子市	540,000	480,000	450,000	24	7	君津市	950,000	8	八千代市	804,000	8	八千代市	737,000
9	木更津市	530,000	470,000	450,000	24	9	八千代市	946,000	9	成田市	800,000	9	習志野市	730,000
9	成田市	530,000	490,000	470,000	30	10	佐倉市	940,000	9	佐倉市	800,000	10	佐倉市	720,000
9	君津市	530,000	470,000	450,000	22	11	成田市	930,000	9	流山市	800,000	10	市原市	720,000
9	富津市	530,000	470,000	450,000	16	12	流山市	926,500	9	君津市	800,000	12	鎌ヶ谷市	705,000
13	佐倉市	520,000	480,000	460,000	28	13	茂原市	900,000	13	鎌ヶ谷市	780,000	13	茂原市	700,000
13	八千代市	520,000	480,000	460,000	28	13	鎌ヶ谷市	900,000	13	富津市	780,000	13	君津市	700,000
15	鎌ヶ谷市	505,000	455,000	430,000	24	13	富津市	900,000	15	茂原市	775,000	15	富津市	690,000
16	四街道市	500,000	450,000	430,000	20	16	四街道市	880,000	16	四街道市	740,000	16	印西市	683,000
17	茂原市	485,000	435,000	405,000	22	17	我孫子市	864,000	16	袖ヶ浦市	740,000	17	四街道市	680,000
18	袖ヶ浦市	460,000	420,000	400,000	22	18	東金市	850,000	18	我孫子市	739,000	17	袖ヶ浦市	680,000
18	印西市	460,000	390,000	370,000	22	18	袖ヶ浦市	850,000	19	東金市	730,000	19	我孫子市	675,000
20	八街市	445,000	400,000	355,000	20	18	印西市	850,000	20	印西市	710,000	20	東金市	650,000
21	銚子市	440,000	400,000	365,000	18	21	八街市	830,000	21	館山市	695,000	20	八街市	650,000
22	東金市	415,000	382,000	355,000	22	21	白井市	830,000	22	南房総市	694,000	20	白井市	650,000
23	南房総市	413,000	360,000	337,000	18	21	富里市	830,000	23	八街市	690,000	20	富里市	650,000
24	いすみ市	413,000	351,000	327,000	18	21	南房総市	830,000	23	白井市	690,000	24	館山市	643,000
25	山武市	410,000	360,000	330,000	20	25	鴨川市	820,000	23	富里市	690,000	25	南房総市	641,000
26	館山市	405,000	366,000	342,000	18	25	大網白里市	820,000	23	山武市	690,000	26	香取市	640,000
27	鴨川市	398,000	364,000	336,000	18	27	館山市	818,000	27	香取市	680,000	27	銚子市	613,000
28	旭市	395,000	365,000	340,000	20	28	銚子市	800,000	28	大網白里市	672,000	28	勝浦市	610,000
29	白井市	390,000	320,000	300,000	21	28	勝浦市	800,000	29	匝瑳市	665,000	28	山武市	610,000
29	富里市	390,000	320,000	300,000	18	28	香取市	800,000	30	銚子市	664,000	30	鴨川市	609,000
29	匝瑳市	390,000	360,000	335,000	18	28	山武市	800,000	31	鴨川市	663,000	31	匝瑳市	605,000
29	香取市	390,000	370,000	350,000	22	32	匝瑳市	780,000	32	勝浦市	650,000	32	大網白里市	602,000
33	大網白里市	380,000	320,000	300,000	18	33	いすみ市	780,000	33	旭市	640,000	33	旭市	600,000
34	勝浦市	333,000	306,000	288,000	15	34	旭市	774,000	34	いすみ市	630,000	34	いすみ市	550,000

政：政令指定都市（政令で指定される人口50万人以上の市）
 中：中核都市（政令による指定を受けた市。指定要件は、法定人口20万人以上）
 ・議員は、議長の報酬額の高い順、市制施行順で並べた。

類似団体（Ⅱ-3）の議員報酬月額比較

11

	市町村名	住基人口 (R2. 4. 1)	議員定数 (R2. 12. 31)	議員1人 あたり人口
1	千葉県 四街道市	94,843	20	4,742
2	東京都 稲城市	91,540	22	4,161
3	千葉県 茂原市	89,128	22	4,051
4	東京都 東大和市	85,301	22	3,877
5	茨城県 牛久市	84,852	22	3,857
6	東京都 あきる野市	80,667	21	3,841
7	埼玉県 飯能市	79,553	19	4,187
8	茨城県 龍ヶ崎市	77,222	22	3,510
9	埼玉県 志木市	76,474	14	5,462
10	東京都 国立市	76,280	21	3,632
11	山梨県 甲斐市	75,843	22	3,447
12	埼玉県 桶川市	75,359	19	3,966
13	東京都 清瀬市	74,636	20	3,732
14	埼玉県 吉川市	73,050	20	3,653
15	埼玉県 鶴ヶ島市	69,935	18	3,885
16	茨城県 守谷市	68,498	20	3,425
17	埼玉県 北本市	66,171	20	3,309
18	千葉県 白井市	63,324	21	3,015
19	埼玉県 蓮田市	61,570	20	3,079
20	神奈川県 逗子市	59,525	17	3,501
21	東京都 福生市	57,617	19	3,032
22	埼玉県 日高市	55,696	16	3,481
23	埼玉県 白岡市	52,404	18	2,911
	23団体平均	73,456	20	3,729

	市町村名	議 長 (R2. 12. 31)
1	東 国立市	575,000
2	東 清瀬市	570,000
3	神 逗子市	542,000
4	東 東大和市	529,000
5	東 福生市	527,000
6	東 稲城市	523,000
7	東 あきる野市	510,000
8	千 四街道市	500,000
9	千 茂原市	485,000
10	埼 飯能市	470,000
11	茨 龍ヶ崎市	469,000
12	茨 牛久市	450,000
13	埼 桶川市	437,000
14	埼 北本市	433,000
14	埼 鶴ヶ島市	433,000
16	埼 吉川市	431,000
17	埼 志木市	430,000
17	茨 守谷市	430,000
19	埼 日高市	429,000
20	埼 蓮田市	420,000
21	山 甲斐市	400,000
22	千 白井市	390,000
23	埼 白岡市	372,000
	23団体平均	467,609

	市町村名	副議長 (R2. 12. 31)
1	東 清瀬市	525,000
2	東 国立市	515,000
3	東 東大和市	484,000
4	神 逗子市	482,000
5	東 稲城市	477,000
6	東 福生市	471,000
7	東 あきる野市	456,000
8	千 四街道市	450,000
9	千 茂原市	435,000
10	茨 龍ヶ崎市	423,000
11	埼 飯能市	410,000
11	茨 牛久市	410,000
13	茨 守谷市	397,000
14	埼 桶川市	384,000
15	埼 鶴ヶ島市	379,000
16	埼 志木市	378,000
17	埼 吉川市	376,000
18	埼 北本市	373,000
18	埼 日高市	373,000
20	山 甲斐市	360,000
21	埼 蓮田市	365,000
22	千 白井市	320,000
23	埼 白岡市	294,000
	23団体平均	414,652

	市町村名	議 員 (R2. 12. 31)
1	東 清瀬市	500,000
2	東 国立市	490,000
3	東 東大和市	458,000
4	東 福生市	447,000
5	東 稲城市	445,000
6	神 逗子市	439,000
7	東 あきる野市	433,000
8	千 四街道市	430,000
9	千 茂原市	405,000
10	茨 龍ヶ崎市	398,000
11	茨 牛久市	390,000
12	埼 飯能市	385,000
13	茨 守谷市	367,000
14	埼 桶川市	358,000
15	埼 志木市	357,000
16	埼 北本市	355,000
16	埼 鶴ヶ島市	355,000
18	埼 吉川市	353,000
19	山 甲斐市	350,000
20	埼 日高市	349,000
21	埼 蓮田市	345,000
22	千 白井市	300,000
23	埼 白岡市	266,000
	23団体平均	390,217

市町村の類似団体とは、行政機能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体を言う。

Ⅱ-3は、人口5万人以上10万人未満、産業構造がⅡ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上の団体。

Ⅱ-3には全国で84団体が分類されるが、ここでは当市と地理的に近い、茨城県、埼玉県、東京都、山梨県、神奈川県の各市を抽出し比較した。